

資料2

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画 (改定素案) に対する区民意見の要旨と区 の考え方

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」
「説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

令和 8 (2026) 年 3 月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果 概要・・・・・・・・・・1

- 2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
・・・・・・・・・・3

- 3 説明会における意見・質問要旨と回答要旨・・・・・・・・・・7

1 パブリック・コメント等の実施結果 概要

I パブリック・コメントにおける意見について

1 パブリック・コメントの実施期間

令和7年10月15日（水）から11月12日（水）まで

2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 2名・団体

ホームページ	2名・団体
持参	0名・団体
ファックス	0名・団体
郵送	0名・団体

3 意見数及び意見の計画への反映等

意見数 15件

意見項目の内訳		件数
1	計画全般に関する意見	2件
2	第1部に対する意見	8件
3	第2部に対する意見	4件
4	第3部に対する意見	0件
5	その他の意見	1件

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	1件
B	意見の趣旨は、改定素案の内容に含まれている	8件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	2件
E	意見として何う	4件
F	質問に回答する	0件
G	その他	0件
	合計	15件

II 説明会における意見について

1 説明会の実施日時等

開催日時 令和7年10月23日(木)
会場 新宿区役所第二分庁舎分館 1階会議室

2 参加者数

参加者 3名

3 意見数及び意見の計画への反映等

意見数 3件

意見項目の内訳		件数
1	計画全般に関する意見	1件
2	第1部に対する意見	0件
3	第2部に対する意見	0件
4	第3部に対する意見	0件
5	その他の意見	2件

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する、意見を踏まえて修正する	0件
B	意見の趣旨は、改定素案の内容に含まれている	1件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	0件
E	意見として伺う	0件
F	質問に回答する	2件
G	その他	0件
	合計	3件

2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和7年10月15日（水）から11月12日（水）にかけて実施した新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）に関するパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめました。

○意見数 15件

No.	分類	ページ	意見要旨	区の考え方
1	計画全般に関するご意見	全体	<p>具体的な行動計画にブラッシュアップされている印象でよかった。</p> <p>また、非常時には、区民にマスクや予防接種などの感染症対策を依頼できるようになると読み取れたので、そのような計画が盛り込まれて有難い。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は、改定素案の方向性と同じです。</p> <p>区では、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染予防策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、情報提供しています。</p> <p>また、有事には、発生段階や政府の緊急事態宣言を踏まえ、必要に応じて区長コメントを発表し、感染症予防策の徹底などを呼び掛けるなど、一人ひとりの感染予防策の実施が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて、区民の理解促進に努めていきます。</p>
2	計画全般に関するご意見	全体	<p>どこに何が書いてあるのか区民目線ではわかりにくく感じる。例えば、以前の計画にあった「区民相談」という見出しが今回は無くなっている。</p> <p>内容が各所にばらけたと思われるが、目次を見てもどこに書かれているか見当がつかない。目的のトピックをすぐに探し出せるよう、目次には「準備期、初動期、対応期」だけでなく、項目まで記載すれば分かりやすくなるのではないか。</p>	<p>A</p> <p>ご意見を踏まえて、改定素案を修正します。</p> <p>目次に項目を追記します（以下、一部抜粋）。</p> <p>第2部 各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制口</p> <p>第1節 準備期口</p> <p>1-1 本計画の見直し ※追記部分</p> <p>1-2 実践的な訓練の実施 ※追記部分</p> <p>1-3 体制整備・強化 ※追記部分</p> <p>1-4 関係機関の連携の強化 ※追記部分</p>
3	第1部に対するご意見	P5	<p>感染拡大の抑制を行うためには、具体的には何よりも検査が重要である。感染状況の把握と検査体制の確立についての記述を追加すること。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は、改定素案の内容に含まれています。</p> <p>「感染状況の把握」については、第2部第2章「情報収集・分析」及び第2部第3章「サーベイランス」に、「検査体制の確立」については、第2部第10章「検査」にそれぞれ記載しており、区では、平時から国や都、関係機関等と連携して発生状況や発生動向の把握に努めるとともに、有事には国の実施方針を踏まえ、区における検査体制の確立など、適切に実施していきます。</p>
4	第1部に対するご意見	P7	<p>平時から余裕をもった人員や病床の体制にしておくことが必要である。そのためにも、看護師などの育成に努めることを明記すること。</p>	<p>B</p> <p>ご意見の趣旨は、改定素案の内容に含まれています。</p> <p>看護師を含む医療従事者や専門人材等の育成については、第2部第1章第1節「1-3 体制整備・強化」に記載しており、区は、国や都等の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の要請等を行い、人材の確保や育成に努めることとしています。</p> <p>なお、区は、有事に保健所業務を支援するIHEATの登録要員である医師、保健師、看護師等の専門人材に対し、年1回以上の実践型訓練を実施しており、引き続き、地域の専門人材の育成・確保に努めていきます。</p>
5	第1部に対するご意見	P7	<p>平時から余裕をもった人員や病床の体制にしておくことが必要である。そのためにも、感染拡大に備えて感染症対策の最前線にたつ病院には、平時から余裕のある病床と人員が必要であることを明記すること。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>有事の医療機関における病床及び人員数の確保に向けては、都が平時から医療機関と協定を締結し、入院の受け入れや医療人材の派遣等の要請について取り決めていきます。</p> <p>そのため、区では、平時の医療機関における病床数及び人員体制について、区行動計画に明記する考えはありません。</p> <p>区では、平時から都の協定締結先の医療機関等の把握に努めるとともに、有事には、都と連携して病床の逼迫状況等を考慮した入院調整や受け入れ先医療機関に応じた適切な移送を実施します。</p>

6	第1部に対するご意見	P8	「(1)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え」について、「可能な限り」は削除すべき。	E	ご意見として伺います。 新型インフルエンザ等の新興感染症では、科学的根拠が必ずしも十分に揃わない状況において、迅速な対応が必要とされる場合も想定されることから、科学的根拠を尊重しつつも、状況に応じて柔軟に対策を切り替えられるようにする意図で「可能な限り」と記載しています。 また、本計画は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を図ることとされており、両計画の記載も踏まえて記載しています。
7	第1部に対するご意見	P11	対策本部だけでなくあらゆる会議で議事録および資料などの記録を作成・保存することを盛り込むこと。(AIを活用すれば作成負担少なく行うことができる。)	E	ご意見として伺います。 区の会議・資料の記録・保存の取扱いについては、「新宿区文書等取扱規程」、「新宿区における文書等の保存及び廃棄に関する規程」、「新宿区文書等保存期間設定基準」及びその他の要綱等により定められています。 そのため、区行動計画に「あらゆる会議での議事録及び資料などの記録の作成・保存」を記載する考えはありません。 引き続き、これらの規程や要綱等に基づき、行政運営上の必要性や区民の立場から見た利用価値等を勘案し、対応していきます。
8	第1部に対するご意見	P11	ウイルスに関する知識やうがい手洗いの必要性、ワクチン、後遺症など基本的な事項について、「正しい情報発信」の項目を設けること。 正しい情報を伝えることと同時に、コロナ禍においてはSNS等のみならず行政までもが誤った情報を流すケースもあったことに鑑み、以下のような記述も加えること。 「SNS等での二重情報に充分注意する。科学的治験に基づかない二重情報やデマに充分注意を払い、デマ情報には、福祉保健局や厚労省と連携、協力し、プロバイダへの削除要求を行うなど対応する。」	B	ご意見の趣旨は、改定素案の内容に含まれています。 正しい情報発信及び誤情報への対応については、第2部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」に記載しており、区は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策等について、多様な媒体を用いて分かりやすい情報提供・共有を行うとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見に基づき情報を繰り返し提供・共有するなど、区民等が正確な情報を円滑に入手できるよう努めます。
9	第1部に対するご意見	P14	手洗いなどの感染防止のための情報や、どこで検査が受けられるかといった情報など、啓発も含め情報伝達することを区の役割に追加すること。医療機関及び介護・福祉事業者への支援を区の役割に追加すること。	B	ご意見は、改定素案の内容に含まれています。 第1部第2章第3節「対策推進のための役割分担」に記載している区の役割は、計画全体を通じた包括的な方向性を示すものとして記載しており、区民等に対する情報提供や介護・福祉事業者への支援等の対応を含んでいます。 区民等に対する基本的な感染症対策や検査・受診等に関する情報提供については、第2部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」に記載しており、区では、平時から情報の受け手を考慮した分かりやすい情報発信に努めています。 また、医療機関及び介護・福祉事業者に対しては、都や区医師会等の関係機関と連携し、施設内感染への対策等の指導助言を行うなど、施設での感染症対策の支援を実施しています。
10	第1部に対するご意見	P24	「感染を封じ込めるために検査を迅速かつ広範囲に行う必要がある」、「検査を無料で行うなど経済的負担を軽減する」を追加すること。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 検査の実施については、第2部第10章「検査」に記載しており、区では、国が示す実施方針を踏まえ、都と連携して対応することとしています。 そのため、区における検査の実施範囲や無償化等の個別具体的な施策を現段階で区行動計画に記載する考えはありません。 なお、新型コロナ対応時には、都により、無症状者を対象としたPCR等検査無料化事業や有症状者を対象とした抗原検査キットの配布などの取組が実施され、区はそれらの取組の周知に協力しました。 今後の有事においても、都の検査体制等も踏まえ、都と連携して検査の実施に係る対応・取組を実施していきます。

11	第2部に対するご意見	P54	情報提供は区民に対して行うと同時に議会に対しても逐一報告すること。	B	ご意見は、改定素案の内容に含まれています。 情報提供については、第2部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」に記載しており、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握するとともに、準備期に整理した情報提供・共有の方法等を踏まえて、分かりやすい情報提供・共有を行うこととしています。 これらの記載のとおり、区は、平時から区民や議会に対し、必要な情報を提供・共有していきます。
12	第2部に対するご意見	P83	第2部第6章第3節（対応期）「3-1-3-6 その他の事業者に対する要請」に④として以下を追加すること。 「時間短縮や非常事態宣言による休業要請には、その期間や時間に見合う休業、時短保障を行う。」	B	ご意見は、改定素案の内容に含まれています。 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応については、第2部第13章第3節「3-2-2 事業者に対する支援」に記載しており、区は、まん延の防止に関する措置により影響を受けた事業者を支援するため、必要な財政上の措置やその他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずるとしています。 なお、新型コロナ対応時には、区は「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業」を実施し、区の休業協力依頼に応じて営業自粛を行った事業者に対し、協力金の交付を行いました。 今後の有事においても、国や都の対応を注視し、必要な財政上の措置やその他の必要な措置を講じていきます。
13	第2部に対するご意見	P91～106	現状、コロナワクチンは、65歳以上が対象となっているが、希望者に対しては年齢関係なく接種できるような体制をとっていただきたい。	E	ご意見として伺います。 新型コロナワクチンは、予防接種法に基づき、65歳以上の方が定期接種の対象となっています。また、生後6か月以上の方であれば、任意接種として接種を受けることができます。 引き続き、区は国や都等の自治体と連携しながら予防接種法に基づき接種を実施していきます。
14	第2部に対するご意見	P150	第2部第12章第1節（準備期）「1-1 感染症対策物資等の備蓄」に④として以下を追加すること。 「④医療従事者、介護従事者用に、防護服、手袋などの防護具を十分に備蓄し、配布できる体制を構築する。」	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 都と医療機関は、平時から医療措置協定を締結し、有事において個人防護具が不足するおそれがある場合には、都の行政備蓄を供出する準備を行っており、区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関や社会福祉施設などに対し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配備に努めるよう要請することとしています。 そのため、区が医療機関や社会福祉施設への配布を想定した個人防護具を備蓄し、配布できる体制を構築することについて、区行動計画に記載することは考えておりません。 なお、区は、平時における医療機関への備蓄支援として、特定接種管理支援システムに登録している医療機関に対して、感染防護具を配布しています。
15	その他の意見	P1	計画改定の目的に「病床と医療従事者の確保」についての記述を追加すること。	B	ご意見は、改定素案の内容に含まれています。 「はじめに－【新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】」に記載している本改定の目的は、計画全体を通じた包括的な方向性を示すものとして記載しており、「病床や医療従事者の確保」の対策を含みます。 「病床や医療従事者の確保」については、第2部第8章「医療」に記載しており、有事には、都が医療機関と締結する協定等を踏まえ、都と連携して入院調整や移送等の対応を実施することで、病床と医療従事者の確保に努めていきます。

3 説明会における意見・質問要旨と回答要旨

令和7年10月23日（木）に新宿区役所第二分庁舎分館で開催した「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定素案）に関する説明会における質疑応答の要旨をまとめたものです。

○意見数 3件

No.	分類	ページ	意見・質問要旨	回答要旨
1	計画全般に対するご意見	全体	<p>自分自身、コロナの時を思い返してみると、緊急事態宣言やワクチン接種等に振り回され、出勤や家族間の濃厚接触など、非常に不安だった。</p> <p>新たな計画は、段階を分け、細かく章立てされており、素晴らしくできていると思う。職員の皆さんもコロナ対応では大変だったかと思うが、それらも踏まえて、有事に備え、区民のために準備してほしいという、お願いと激励をもって、意見とさせていただきます。</p>	<p>B</p> <p>この度の「新宿区新型コロナウイルス等対策行動計画」の改定は、新型コロナ対応で積み重ねた知見や経験も踏まえました。引き続き、本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。</p>
2	その他の意見	全体	<p>パブリック・コメントの実施に際して、医療機関への周知や意見聴取は行ったか。</p>	<p>F</p> <p>パブリック・コメント実施の周知は、区ホームページや広報新宿、SNS等を活用しています。改定素案の作成にあたり、区内医療機関の代表者等で構成する「新宿区新型コロナウイルス等対策連絡会」にて意見聴取を行い、パブリック・コメントの実施についてもお知らせしています。</p>
3	その他の意見	全体	<p>「新宿区新型コロナウイルス等対策連絡会」はどのようなメンバーで構成されているか。</p>	<p>F</p> <p>「新宿区新型コロナウイルス等対策連絡会」は、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、区内医療機関、警察・消防などの外部委員と関係課長などの区内委員で構成しており、全体で37名の連絡会となっています。改定素案の4ページに記載しています。</p>